



県章

山形県公報

令和元年6月25日(火)
第15号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(財 政 課) ……185
- 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(市 町 村 課) ……同

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……186
- 野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要の公表……………(園芸農業推進課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……187
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……188
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……189
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……同

規 則

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第1号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県手数料条例の一部を改正する条例(平成31年3月県条例第13号)附則ただし書第5号に掲げる規定の施行期日は、令和元年6月25日とする。

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(平成31年3月県条例第18号)第1条の規定の施行期日は、令和元年6月25日とする。

告 示

山形県告示第107号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
株式会社東京リハビリテーションサービス 東京都千代田区神田小川町一丁目8番地8	子ども発達支援ルームおれんじ学園かみのやま 上山市二日町10番25号 二日町プラザ2階	児 童 発 達 支 援	10名	令和元.5.30
株式会社東京リハビリテーションサービス 東京都千代田区神田小川町一丁目8番地8	子ども発達支援ルームおれんじ学園かみのやま 上山市二日町10番25号 二日町プラザ2階	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第108号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定により樹立した野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要は、次のとおりである。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

変更に係る野菜指定産地の名称並びに当該産地の指定野菜の種別、作付面積、生産数量及び出荷数量

野菜指定産地名	指定野菜の種別	作付面積		生産数量		出荷数量	
		現状	令和4年における目標	現状	令和4年における目標	現状	令和4年における目標
山形	夏秋きゅうり	ヘクタール 106.2	ヘクタール 109.4	トン 3,426	トン 3,649	トン 2,678	トン 2,713
最上	夏秋きゅうり	32.7	35.3	1,503	1,805	1,144	1,471
鶴岡	夏秋きゅうり	26.2	26.5	514	563	257	285
山形	冬春きゅうり	17.7	21.0	1,413	1,639	1,294	1,527
山形	夏秋トマト	20.0	23.0	1,210	1,310	1,040	1,060
山形もがみ	夏秋トマト	18.9	19.6	1,516	1,668	1,339	1,668
庄内南部	夏秋トマト	33.1	40.1	1,194	1,560	953	1,269
最上	夏ねぎ	40.2	43.9	1,239	1,443	1,103	1,333
最上	秋冬ねぎ	59.6	68.0	1,577	2,030	1,284	1,945

庄内南部	秋冬ねぎ	57.2	110.1	1,094	2,922	641	1,129
庄内北部	秋冬ねぎ	66.0	69.0	1,114	1,420	827	1,054

山形県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営町堰地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営町堰地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和元年6月26日から同年7月25日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営長沼堰地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営長沼堰地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和元年6月26日から同年7月25日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの

の土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営廿六木堰地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営廿六木堰地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和元年6月26日から同年7月25日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第112号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県企業管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西村山郡朝日町大字立木及び同町大字太郎地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年5月9日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量0.5mグリッドデータ）

山形県告示第113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
寒河江市南部、西村山郡河北町の一部及び同郡西川町の一部（寒河江ダム周辺）
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年5月28日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第114号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
長井市の一部、東置賜郡川西町の一部及び西置賜郡飯豊町の一部（白川ダム及び長井ダム周辺）
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年5月28日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第115号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、舟形町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡舟形町沖の原、同町紫山及び新庄市柏木山
- 2 公共測量を実施した期間
平成30年9月27日から平成31年3月15日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第116号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和元年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表荷さばき施設Fの項中「吊上げ荷重42.6トン」を「吊上げ荷重47.6トン」に改める。

令和元年6月25日印刷 発行所 山形県庁
令和元年6月25日発行 発行人 山形県